

京都市告示第 103 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成20年5月8日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
幡枝第二公園	左京区岩倉幡枝町785番19	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)